

外出禁止時間の強化について

トーレス知事は、3月30日付け行政命令（2020-04）を修正し、全ての北マリアナ諸島居住者（サイパン・テニアン・ロタ・アギガン）に対し、10人以上の集会を厳禁することまた、18歳未満の未成年のみならず成人に対しても外出禁止時間を強化する旨発表しました。この措置は、3月30日から施行され、公安局により厳格に執行されます。

3月30日以降、夜7時から朝6時までの間にサイパン・テニアン・ロタ・アギガンの公道、ハイウェイ、道路、路地、公園、公共の建物、娯楽施設、レストラン、カフェ、その他食堂、空き家を徘徊していた場合には、罰則が課せられます。

なお、以下の場合には例外となります。

- 緊急時等の第一対応者、医療従事者、法執行機関従事者、外出禁止令の時間内に執務する民間部門の従事員
- 親、保護者又は大人に同伴された未成年であって、帰宅の途中にある者
- 外出禁止時間内に合法的に雇用された者

本命令に違反した場合には、30日以内の懲役及び最大250時間の社会奉仕活動に処せられます。また、本命令に違反した者は、成人か未成年にかかわらず、召喚、逮捕、拘禁され、少年法の定めるところに従って訴訟手続の対象となります。

全ての親、保護者、監護人（一時的なものも含め）が、故意又は不注意によって未成年に本命令を違反させた場合は、750ドル以下の罰金が科せられます。

新型コロナウイルス特別対策本部及び公安局は一般市民に対し、商店への買物及び食事の引取りを除き、不要不急の外出を控えるよう強く呼び掛けています。